

特定農業法人の経営安定には政策的支援と経営部門の多角化が課題

福島県農業総合センター 企画経営部経営・農作業科

1 部門名

農業経営 - 農業経営 - 農業組織

2 担当者

依田浩文

3 要旨

特定農業法人は、担い手不足が見込まれる地域にあって、地域の合意に基づき、農用地面積の過半を集積する相手方として位置づけられた農業生産法人である。このため、特定農業法人には、集落営農や農地等地域資源管理の担い手として、半ば公的な役割が期待されている。

本調査研究では、特定農業法人の成立過程や地域連携の実態を把握し、経営の特性と成立条件を解明し、法人が今後とも地域の農業を担って行くための支援方策を検討した。

- (1) 法人は、当初、農作業受託組織や機械利用組合として発足し、その後、組織運営基盤の強化並びに農用地利用集積の受け手として会社法人を設立した事例が多い。当初組織設立から特定農業法人認定までの期間は、4年間から18年間であった。
- (2) 法人は、農家数減少と高齢化が進む地域にあって、集落営農や農業振興・地域維持の担い手として中心的な生産活動を行っている。
- (3) 法人の損益構造は、地代の負担が大きく、営業損益では赤字であるが、補助金等の営業外収益が加算されて経常損益は黒字となる傾向にあり、一般の稲作法人と同様な傾向であった(図1、2)。
- (4) 今後とも地域農業を継続して担うためには、費用負担の大きい地代水準の引き下げ等の政策的支援が求められており、また、法人経営の安定及び経営承継者確保育成のためにも、経営部門の多角化等により収益向上を図る必要があると考えられる。

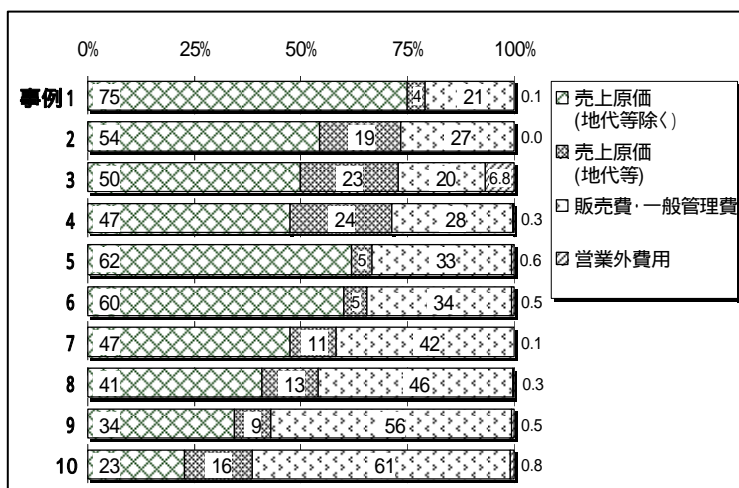
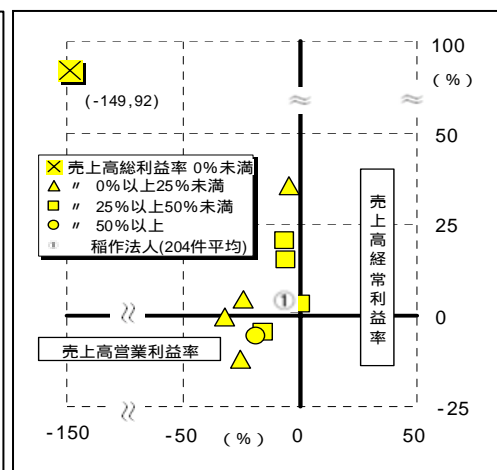


図1 法人の費用割合



稲作法人は「農林漁業金融公庫 担い手農業者の決算動向(法人経営)平成19年1月」による。

4 主な参考文献・資料

- (1) 平成20年度福島県農業総合センター試験成績概要(2008)